

新型コロナウイルス感染症行動計画

《1》国内発生・県内発生・市内未発生期

①実施体制の整備

- ・必要に応じ対策会議等の開催を実施（**関係部局**）
- ・二次医療圏等の対策会議等への参加を行い、情報の共有を図る（**国保年金課・健康づくり増進課**）
- ・特措法に基づき緊急事態宣言がされた場合、速やかに対策本部を設置する（**対策本部・関係部局**）
- ・緊急事態宣言がされていない場合でも、必要に応じ対策本部の設置を行う（**対策本部・関係部局**）

②サーベイランス・情報収集

- ・国内外での新型コロナウイルス感染症の発生状況や、各県での対応、抗薬、抗原検出キット、ワクチン等について、国県関係機関を通じ情報の収集を行う（**関係部局・健康づくり増進課**）
- ・新型コロナウイルス感染症患者及び入院患者の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化（**子ども家庭課・学校教育課・健康づくり増進課**）

③情報提供

- ・新型コロナウイルス感染症の発生状況と、具体的な対策等をHP等の媒体にて情報提供し注意喚起を行う（**情報広報課・健康づくり増進課・関係部局**）
- ・個人レベルでの感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等）の方法や、感染が疑われた場合や患者となった場合の対応の周知を行う。（**情報広報課・健康づくり増進課・関係部局**）
- ・学校や保育施設等や職場での感染対策についての情報の提供（**子ども家庭課・学校教育課**）
- ・国、県、関係機関等とのインターネットやメール等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、流行や県の実施する対策の状況を的確に把握する（**情報広報課・総務課・健康づくり増進課・関係部局**）

④感染防止策

- ・患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）について、県からの要請に応じた協力（**健康づくり増進課・関係部局**）
- ・国の基本的対処方針に基づき、学校・保育施設等の臨時休業等の基本的な考え方の提示（**情報広報課・子ども家庭課・学校教育課・健康づくり増進課**）
- ・住民、事業所、福祉施設や公共交通機関等の利用者、海外出入国者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染症対策の勧奨（**子ども家庭課・観光課・学校教育課・健康づくり増進課**）

⑤予防接種

- ・ 予防接種の情報について、国県関係機関からの情報を収集する
(健康づくり増進課・関係部局)
- ・ パンデミックワクチンが供給になり次第、関係者の協力を得て必要に応じ、国が決定した接種順位により予防接種法第6条第3項に基づく接種を開始する
(国保年金課・健康づくり増進課)
- ・ 国と連携し特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく予防接種体制の準備を行う **(健康づくり増進課)**
- ・ 国の要請に基づき、全住民が速やかに接種できるよう、集団接種を基本とした接種体制の構築の準備を進める **(健康づくり増進課)**
- ・ 速やかに住民接種ができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める
- (子ども家庭課・学校教育課・健康づくり増進課)**
- ・ ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順序、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う **(情報広報課・健康づくり増進課)**

⑥医療体制の整備

- ・ 適切な医療が提供できるよう、県、保健所、医師会、医療機関と十分な連携を図り、市内発生に備えた医療体制の強化を図る **(健康づくり増進課・関係部局)**
- ・ パンデミック時を想定し、医療機関以外の場所で医療を提供する、公共施設での受け入れ準備を開始する **(学校教育課・健康づくり増進課・関係部局)**
- ・ 国県等から新型コロナウイルス感染症の診断、治療に資する情報を収集し、必要に応じて医療機関及び医療従事者に迅速に提供できるよう準備を行う **(健康づくり増進課)**

⑦要援護者の生活支援

- ・ 市内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）の確保に努め、運送、死亡時の対応等について要援護者の把握とともに準備を進める **(社会福祉課・関係部局)**

⑧市民・事業者への呼びかけ

- ・ 食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、県が事業者に対し食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう県が要請する場合に協力する **(情報広報課・観光課・関係部局)**

新型コロナウイルス感染症初動対応の流れ

《2》市内発生早期

①新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・本部員の召集（**関係部局**）
- ・本部会議の開催
 - ※感染症に関する状況の報告
（現況報告、各部署の対応、備蓄品、抗薬についての情報等）
 - ※市内施設に関する休止の検討
 - ※市内イベント等に関する休止の検討
- ・県及び管轄保健所との情報共有（**国保年金課・健康づくり増進課**）
- ・各省からの通知等の把握（**関係部局**）
- ・二次医療圏等の対策会議等への参加（**国保年金課・健康づくり増進課**）

②市内発生直後の対応

- ・市内発生早期の公表（**秘書室・情報広報課・健康づくり増進課**）
- ・感染者及び濃厚接触者の行動履歴調査（管轄保健所等）及び汚染箇所の消毒
 - ※市有施設の場合…立寄箇所の除菌作業（**施設関連課・健康づくり増進課**）
 - ※企業、病院、自宅等の場合…管理者による除菌作業（**管轄保健所等**）
- ・感染患者及び入院患者の全数把握、学校等の集団発生の把握の強化（**学校教育課・子ども家庭課・健康づくり増進課**）
- ・感染予防に関する個人レベルでの感染対策の再周知（**情報広報課・子ども家庭課・学校教育課・健康づくり増進課**）
- ・感染した場合における対応の周知（**情報広報課・健康づくり増進課**）
- ・国及び県、関連機関との情報共有（**総務課・健康づくり増進課**）
- ・窓口を設置し、適切な情報提供や相談等の対応（**市民課・健康づくり増進課**）

③感染防止策

- ・県と連携し、感染症法に基づき患者への対応や患者同居者等濃厚接触者への対応措置（**健康づくり増進課**）
- ・市民、事業所、福祉施設等に対するマスク着用、咳エチケット、手洗いやうがい等感染症対策の勧奨（**関係課・健康づくり増進課**）
- ・事業所等に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理、受診の依頼（**観光課・健康づくり増進課**）
- ・事業者に対する職場の感染対策の徹底（**観光課・健康づくり増進課**）
- ・必要に応じて学校、保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示す、また、学校保健安全法に基づく臨時休業を適切に行うよう設置者に要請（**学校教育課・子ども家庭課・健康づくり増進課**）
- ・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等の感染対策の要請（**社会福祉課・介護長寿課・健康づくり増進課**）

④予防接種

- ・ 予防接種の実施に関する情報提供の徹底を図る（**健康づくり増進課**）
- ・ 予防接種法第6条第3項に基づき接種順位付けした予防接種を行う
（**国保年金課・健康づくり増進課**）
- ・ 住民接種の実施に当たり、国及び県と連携し、保健センター・学校などの公的な施設を活用、又は、医療機関に委託をする事等により接種会場の確保を行う
（**学校教育課・子ども家庭課・健康づくり増進課**）
- ・ 緊急事態宣言がされている場合、住民に対する予防接種については国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する（**健康づくり増進課**）

⑤医療体制の整備

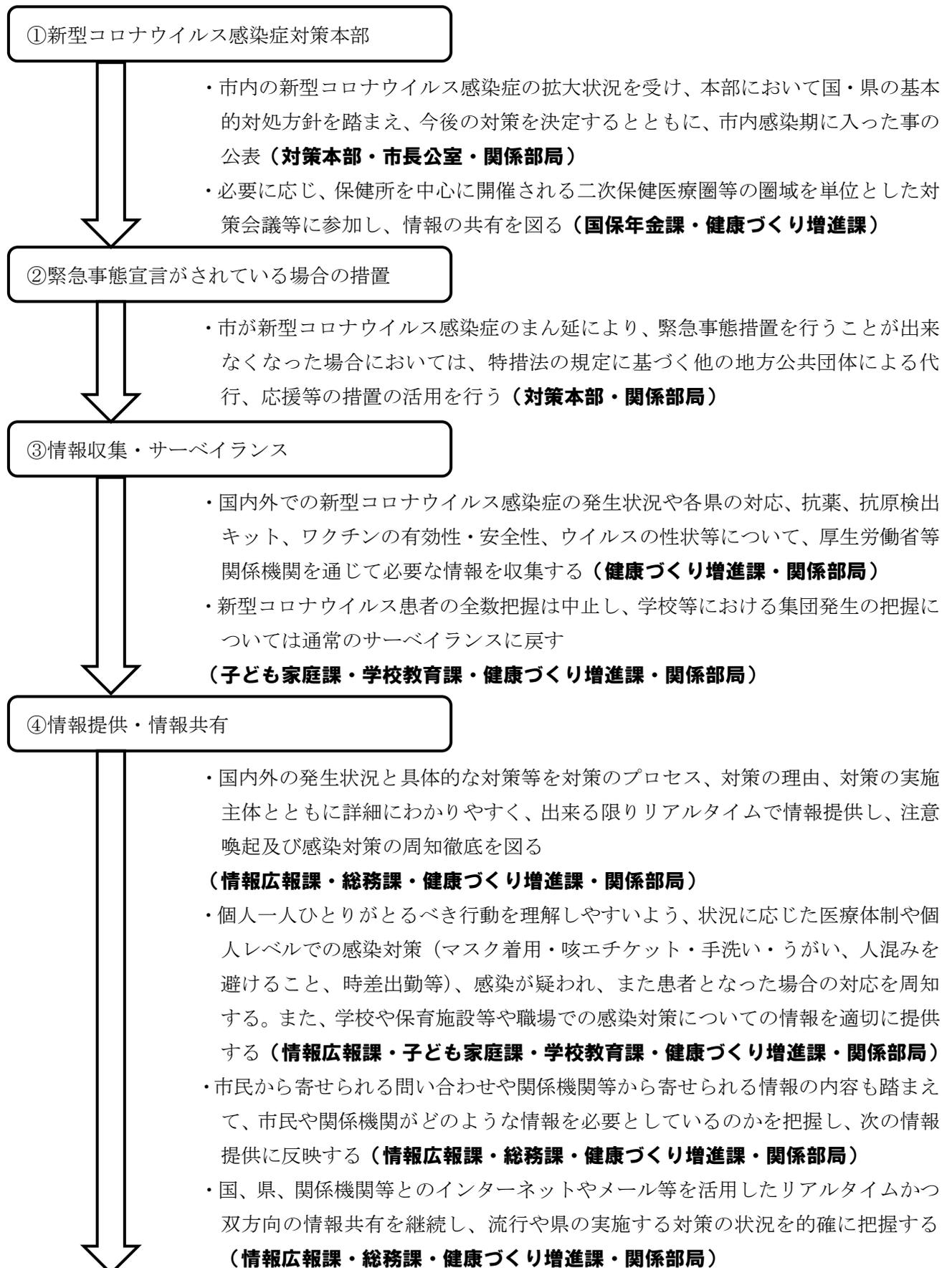
- ・ 県、保健所、医師会及び医療機関と十分な連携を図り、適切な医療の提供に努める（**健康づくり増進課**）
- ・ パンデミック時を想定し、必要に応じ医療機関以外の場所で医療提供を行う公共施設の受入態勢準備（**学校教育課・健康づくり増進課**）
- ・ 国、県等から診断、治療に資する情報を収集、必要に応じ医療機関及び医療従事者に迅速に提供する（**健康づくり増進課**）

⑥生活及び経済の安定確保

- ・ 国及び県と連携し、要援護者に必要な支援（見回り・食事の提供）を行う
（**社会福祉課・健康づくり増進課**）
- ・ 食料品、生活必需品等の購入に当たり消費者として適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対し、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう調査監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対し供給の確保、便乗値上げの防止等の要請を行う
（**情報広報課・観光課**）

新型コロナウイルス感染症初動対応の流れ

《3》市内感染期



⑤感染拡大防止策

- ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診を依頼する
(総務課・健康づくり増進課・関係部局)
- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を依頼する
(情報広報課・観光課・健康づくり増進課・関係部局)
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校、保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に依頼する
(子ども家庭課・学校教育課・関係部局)
- ・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう依頼する
(情報広報課・健康づくり増進課・関係部局)
- ・まん延防止のため、防護服、消毒液、マスク(不織布製)や使い捨て手袋等の資器材を確保する
(子ども家庭課・学校教育課・健康づくり増進課・関係部局)

⑥予防接種

- ・**住民接種**／緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める
(健康づくり増進課・関係部局)
- ・**緊急事態宣言がされている場合の措置**／国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する
(健康づくり増進課・関係部局)

⑦医療体制等

- ・必要に応じ、県とともに医療機関、県医師会、医師会等に対し、ピーク時に対応する病床の確保、診療時間の延長、外来診療の拡充、小児患者の受入体制の強化、休日夜間体制の拡充等を依頼する
(健康づくり増進課・関係部局)
- ・国、県等からの新型コロナウイルス感染症の診断・治療に資する情報を収集し、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する
(健康づくり増進課・関係部局)
- ・国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う
(社会福祉課・生活環境課・健康づくり増進課・消防本部・関係部局)

⑧市民・事業者への呼びかけ

- ・食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及

び売り惜しみが生じないよう、県が要請する場合に協力をする

(情報広報課・観光課・関係部局)

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等からの要請があった場合には、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送等）や自宅で死亡した市民への対応を行う

(社会福祉課・健康づくり増進課・関係部局)

⑨緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・水の安定供給（特措法第 52 条）／水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、新型コロナウイルス感染症緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる（上下水道課・関係部局）

- ・生活関連物資等の価格の安定等（特措法第 59 条）／市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う

- ・生活関連物資等の価格の安定等（特措法第 59 条）／生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る

(観光課・関係部局)

- ・新型コロナウイルス感染症発生時の要援護者への支援／在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）搬送、死亡時の対応等を行う

(社会福祉課・生活環境課・消防本部・健康づくり増進課・関係部局・関係機関)

- ・遺体の火葬・安置／火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を行い対応する（生活環境課・関係部局・関係機関）

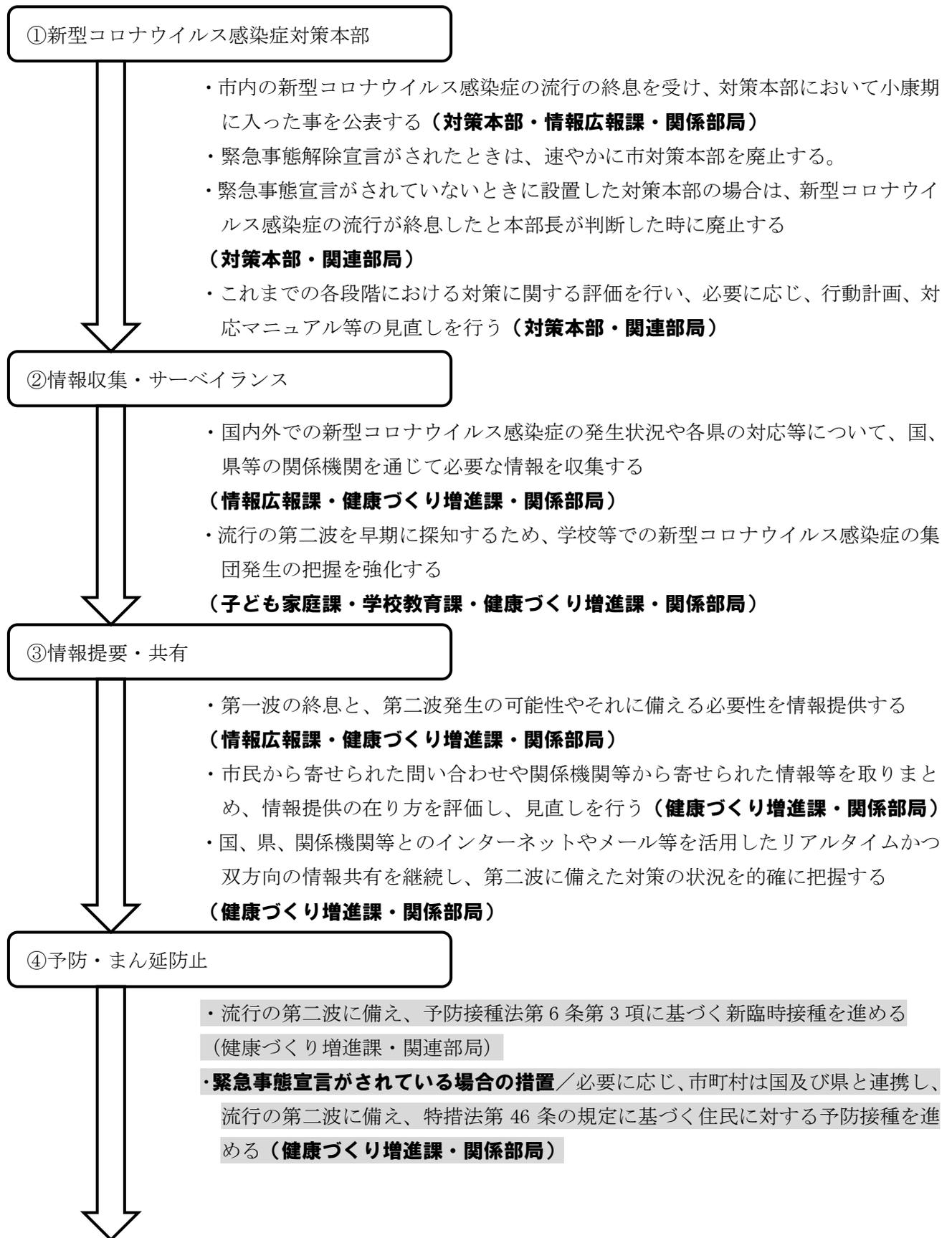
- ・国から県を通じ行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかとなった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する（生活環境課・関係部局・関係機関）

- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や機関においてはいずれの市町村においてもマイ化相の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるため、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う

(生活環境課・関係部局・関係機関)

新型コロナウイルス感染症初動対応の流れ

《4》小康期



⑤医療

- ・必要に応じ、県内・市内感染期に講じた措置を適宜縮小、中止する
(健康づくり増進課・関係部局)

⑥市民の生活及び市民経済の安定の確保

- ・必要に応じ、引き続き、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物品等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、県が要請する場合に協力する **(情報広報課・観光課・関係部局)**
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態措置の縮小・中止等／国、県、指定公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型コロナウイルス感染症緊急事態措置を縮小・中止する
(健康づくり増進課・関係部局)